

議案第2号

沼田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び沼田市税条例の一部を改正する条例

(沼田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(沼田市税条例の一部改正)

第2条 沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

